

預金口座振替規定

1. 本規定における預金口座振替とは、お客さまが第三者(以下収納機関という)に対する料金等の支払いについて、当組合がお客さまからの依頼に基づき当組合に開設されたお客さま名義の預金口座から自動的に引落しを行い、請求先に支払う取引をいいます。
2. 当組合は収納機関から当組合に都度請求される請求書記載の金額を、お客さまに通知することなく、対象口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
3. 当組合は、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳及び同払戻請求書の提出又は小切手の振出しなしに前2の引落しを行います。
4. 収納機関が指定する振替指定日(当日が休業日の場合は翌営業日)において、請求書等記載の金額が対象口座の支払可能残高(総合口座取引による貸越を含みます)を越えるときは、当組合はお客さまに通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に対象口座に複数の請求があり、その請求額の総額が対象口座の支払可能金額を越える場合は、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。
5. この預金口座振替契約を解約するときは、お客さまから当組合への書面により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等の相当の事由があるときは、当組合はお客さまに通知することなくこの契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。
6. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても当組合の責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。
7. この規定の各条項その他の条件は、「民法第548条の4」の規定により金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示又はホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
なお、この変更は、公表時の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
8. この預金口座振替契約の準拠法は日本法とします。また、この取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(2020年7月27日制定)